

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◆ 告 示

字の区域の変更(二件)

農地法による草地利用権の設定の承認

県営土地改良事業計画の決定

土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件)

土地改良法による換地処分

保安林の指定の解除予定(二件)

林業種苗法による生産事業者の登録の失効

土地区画整理法による換地処分

都市計画事業の認可

◆ 公 安 規 則

◆ 告 告

警察職員の定員の配分に関する規則を廃止する規則

クリーニング師試験の実施

告 示

鳥取県告示第八百二十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり、字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第三百条第四項後段の規定による米子市皆生四軒屋土地区画整理事業の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十一年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
字の名称

同上の区域(昭和六十一年五月二十七日現在の地番による。)

皆生字林田

皆生字下屋敷八六の四及びこれと一体をなす国有地

皆生字長谷八八の四、八九の二、九六の一の一部、九八の一部、九九の二、一二三の二、一二四の二、一二五の四、一二五の五の一部、一二五の六及びこれらと一体をなす国有地

皆生字丸池三五三の一の一部、三五三の一七の一部、三七二の一の一部、三七三から三七五まで、三七六から三七八までの一部、三九〇の二の一部、三九〇の七から三九〇の九までの一部、三九〇の一、三九〇の二、三九〇の三、三九〇の四、三九二、三九三の二から三九三の三まで、三九四の一

から三九四の四まで及びこれらと一体をなす国有地
 皆生字林田の全域
 皆生字東林ノ上四五六の一、四五六の四、四五七の二、四六一の一、四六二の四、四六八の二、四六九の二、四六九の四及びこれらと一体をなす国有地

皆生字下屋敷
 皆生字下屋敷のうち八六の四及びこれと一体をなす国有地以外の区域

皆生字長谷
 皆生字長谷のうち八八の四、八九の二、九六の一の一部、九八の一部、九九の二、一二三の二、一二四の二、一二五の四、一二五の五の一部、一二五の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

皆生字丸池
 皆生字丸池のうち三五三の一の一部、三五三の一七の一部、三七二の一の一部、三七三から三七五まで、三七六から三七八までの一部、三九〇の二の一部、三九〇の七から三九〇の九までの一部、三九〇の一、三九〇の二、三九一の一部、三九二、三九三の二から三九三の三まで、三九四の二から三九四の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

皆生字東林ノ上
 皆生字東林ノ上のうち四五六の一、四五六の四、四五七の二、四六一の一、四六二の四、四六八の二、四六九の二、四六九の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第八百二十四号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日野町長から次のとおり、字の区域を変更する旨の届出があつ

たので、同条第二項の規定により告示する。
 この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による下横（かじや原）地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十一年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
 字の名称
 同上の区域（昭和五十九年三月十五日現在の地番による。）

本郷字小井手ノ
 内山下タ
 本郷字小井手ノ内山下タのうち一六九八の一、一七〇五の一体をなす国有地以外の区域

本郷字元屋敷
 本郷字元屋敷の全域
 本郷字小井手ノ内山下タ一六九八の一、一七〇五と一体をなす国有地の一部

本郷字門田
 本郷字門田の全域
 本郷字鍛冶屋原坂口一六八五の一の一部、一六八八の一部、一六九〇の一及びこれらと一体をなす国有地
 本郷字上田代一七五二の一の一部、一七五二の二の一部、一七五七、一七五九の一、一七五九の二、一七六一の一、一七六一の二、一七六二の二から一七六二の四まで、一七六三の一、一七六三の二、一七六四、一七六五の一、一七六五の二及びこれらと一体をなす国有地の一部
 本郷字道端一七六九の一部、一七七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

本郷字上田代

本郷字上田代のうち一七五二の一の一部、一七五二の二の一部、一七五七、一七五八の二の一部、一七五九の一、一七五九の二、一七六一の一、一七六一の二、一七六二の二から一七六二の四まで、一七六三の一、一七六三の二、一七六四、一七六五の一、一七六五の二、一七六七の二、一七六七の三、一七六七の五及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

本郷字中平ル

本郷字中平ル一八〇四の一部及びこれと一体をなす国有地一部、一八〇一の一部、一八〇二、一八〇三の一部、一八〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
本郷字道端一七六八、一七六八の一、一七六八の二、一七九六の四の一部一七九七の一及びこれらと一体をなす国有地の一部

本郷字横平ル

本郷字横平ル一七九五の二の一部、一七九六の二の一部、一七九六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地
本郷字上田代一七五八の二の一部、一七六七の二、一七六七の五、一七六七の三及びこれらと一体をなす国有地の一部
本郷字横平ルのうち一七八九、一七九〇の一部、一七九一の一部、一七九二の二の一部、一七九二の四の一部、一七九四の二の一部、一七九四の三の一部、一七九五の二の一部、一七九六の二の一部、一七九六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
本郷字道端一七九三の一の一部、一七九六の一の一部、一七九六の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一七九二の一と一体をなす国有地の一部
本郷字中平ル一八〇〇の一の一部、一八〇〇の二の一部、一八〇一の二及びこれらと一体をなす国有地

本郷字鍛冶屋原坂口

本郷字新田一八〇八の一の一部、一八〇八の二の一部、一八〇八の四の一部

本郷字鍛冶屋原坂口のうち一六八五の一の一部、一六八八の一部、一六九〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

本郷字道端一七六九の一部、一七七〇の一部、一七七一から一七七四まで、一七七五の二、一七七五の三、一七七六の一、一七七六の二、一七七七の一、一七七七の二、一七七八の一、一七七八の二、一七七九の一、一七七九の三、一七八〇の一の一部、一七八〇の二の一部、一七八〇の三の一部、一七八一の一部、一七九二の一、一七九三の一部、一七九六の一部及びこれらと一体をなす国有地
本郷字横平ル一七九二の二の一部、一七九二の四の一部

本郷字道端

本郷字道端一七七八の三、一七七九の二、一七八〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

本郷字坂口河原

本郷字坂口河原のうち一七八七の一の一部、一七八七の三の一部以外の区域
本郷字道端一七八〇の一の一部、一七八〇の三の一部、一七八一、一七八一の一部、一七八一の二及びこれらと一体をなす国有地
本郷字横平ル一七八九、一七九〇の一部、一七九一の一部、一七九二の二の一部、一七九二の四の一部、一七九四の一部、一七九四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
本郷字新田一八一八の一部、一八一九の一の一部、一八一九の二の一部

本郷字新田

本郷字新田のうち一八〇八の二の一部、一八〇八の二の一部、一八〇八の四の一部、一八一八の一部、一八一九の一部、一八一九の二の一部以外の区域
 本郷字横平ル一七九〇の一部、一七九四の二の一部、一七九四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
 本郷字中平ル一八〇一の一部、一八〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地
 本郷字大川端一八二一の二の一部
 本郷字坂口河原一七八七の二の一部、一七八七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地

本郷字大川端

本郷字大川端のうち一八二一の二の一部以外の区域

鳥取県告示第八百二十五号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第七十五条の二第一項の規定に基づき、草地利用権の設定の承認をしたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 申請者の名称、代表者の氏名及び住所

溝口町

溝口町長 下村道也

日野郡溝口町溝口六四七

二 草地利用権の設定に係る土地

1 所在場所

日野郡溝口町岩立字榊水高原四一、四一七、五一一の一部、六一の一部及び二二一六三並びに金屋谷字榊水高原七九一一、七九一六の一部、七九二及び七九三十四

2 面積

二六三・四五三平方メートル（実測三四三・五六六平方メートル）

三 草地利用権の設定期間

昭和六十一年九月五日から昭和七十一年十二月三十一日まで

鳥取県告示第八百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業松尾池地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年十月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場及び大山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八百二十七号

北条町が行う土地改良事業（地域麦作改善モデル事業田井地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年十月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百二十八号

北条町が行う土地改良事業（地域麦作改善モデル事業鎌谷地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年十月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業に係る下榎（かじや原）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百三十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
 - 八頭郡若桜町大字落折字平石二九〇の一・字ユリノ向ヒ二八八の一五・二八八の一六・二八八の二六・二八八の二七（以上五筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、二八八の二八から二八八の三〇まで・二八八の三二（以上四筆国有林）
- 二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百三十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
 - 東伯郡三朝町大字俵原字菅原二九〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
 - 水源のかん養
 - 三 解除の理由
 - 林道用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百三十二号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和六十一年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
百二十一	林田 みよ	八頭郡智頭一町大字穂見八八	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	林田 みよ畑	八頭郡智頭町大字穂見
百二十六	山村たまよ	八頭郡智頭町大字穂見五九五	"	山村たまよ畑	"

鳥取県告示第八百三十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第百三条第三項の規定に基づき、米子市皆生四軒屋土地区画整理組合から米子市皆生四軒屋土地区画整理事業施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項後段の規定により告示する。

昭和六十一年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 施行者の名称
日吉津村
- 二 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画公園事業 四・三・一号海浜運動公園
- 三 事業施行期間
昭和六十一年十月一日から昭和六十四年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分 西伯郡日吉津村大字日吉津地内
 - 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第八百三十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和六十一年九月十九日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和六十一年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名 倉吉市米田町二一八 森 脇 繁 雄	道路の位置の指定場所 倉吉市米田町字西山田 四一八一四、四一八一 九、四一八一三、四 一八一七及び四一八 一二二	道路の幅員及び延長 (メートル) 幅員 六・〇〇 延長 三四・三〇
------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------

公安委員会規則

警察職員の定員の配分に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和六十一年九月三十日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

鳥取県公安委員会規則第三号

警察職員の定員の配分に関する規則を廃止する規則

警察職員の定員の配分に関する規則(昭和五十三年三月鳥取県公安委員

会規則第三号)は、廃止する。

附 則

この規則は、昭和六十一年十月一日から施行する。

公 告

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

昭和61年9月30日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
学科試験	昭和61年11月14日(金) 午前10時から正午まで	鳥取市南吉方一丁目71-8
実地試験	昭和61年11月14日(金) 午後1時から	鳥取県理容美容高等専修学校

2 受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者(クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和30年法律第154号)附則第5項の規定により学校教育法第47条に規定する者)とみなされる者を含む。

3 試験科目

(1) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗濯物の処理に関する知識

(2) 実地試験

- ア 洗濯物の処理に関する知識（薬品の鑑別及び洗濯物の仕分け）
- イ 洗濯物の処理に関する技能（染み抜き及びアイロン仕上げ）

4 受験手続き

(1) 提出書類

- ア 受験願書
- イ 履歴書
- ウ 写真（手札形とし、出願前6月以内に正面脱帽で写したもので、なお、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。）
- エ 受験資格を有することを証明する書類

(2) 受験願書の提出先

- ア 鳥取県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する保健所
- イ 鳥取県外に住所を有する者は、鳥取県衛生環境部衛生課（郵便番号880 鳥取市東町一丁目220）

(3) 受験願書の提出期間

昭和61年10月20日（月）から同月31日（金）まで（郵送の場合は、普通書留とし、昭和61年10月31日までの消印があるものは、有効とする。）

5 試験手数料及びその納付方法

(1) 試験手数料 7,000円

(2) 納付方法

- (1) に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印をしないこと。
- (3) 納付した手数料は、返還しない。

6 試験場に持参するもの

(1) 学科試験

受験通知書及び筆記用具

(2) 実地試験

アイロン仕上げのできる長そでのワイシャツ（綿の混入率が85パーセント以上のものに限る。）

7 その他

- (1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。
- (2) 試験について不明な点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は鳥取県衛生環境部衛生課（電話0857—26—7186）に照会すること。
- (3) 文書によって照会する場合は60円切手をはった返信用封筒を同封すること。